『教科書研究ジャーナル』生成 AI の利用について

令和 8 年 10 月 22 日制定

１．著者または共著者が論文作成過程において生成 AI（文章，翻訳，画像,図表，コード等のコンテンツを生成・加工するシステム）を利用した場合，研究内容や論文作成に実質的な影響を及ぼす利用については，その利用の目的及び範囲を論文末などに明示しなければならない。(【参考】を参照)

２．生成 AI は著者として認めない。論文のすべての内容に関する責任は著者が負うものとする。

３．生成 AI を利用して作成した内容については，以下を遵守しなければならない。

（１）内容の正確性・妥当性を著者自身が十分に確認（ファクトチェック）すること

（２）出典不明または検証不能な情報をそのまま使用しないこと

（３）他者の著作権，知的財産権を侵害しないこと

４．生成 AI を用いて作成した文章・図表等を，十分な検証や独自の考察を行わずに,そのまま自己の主要な研究成果として提示することは認めない。特に，分析結果や考察の核心部分については，著者自身の知的貢献が明確でなければならない。

５．機密性の高いデータ，個人情報，プライバシーに関わる情報等を生成 AI に入力してはならない。

６.『教科書研究ジャーナル』編集委員会は，生成 AI の利用が本誌の趣旨に照らして不適切であると判断した場合，修正を求め，又は掲載を見送る等の措置を講ずる。

７．生成 AI の利用に関わってトラブル等が生じた場合は，著者の責任において適切に対応するものとする。

【参考】生成 AI の利用について

① 生成 AI を利用した場合は，研究及び論文作成への利用内容を確認し，研究内容，論文の文章・構成，翻訳，図表，データ分析，プログラム等に実質的な影響を及ぼす利用については，原則としてその利用を明示すこと。

② 利用を明示する場合は,利用した AI 及びその利用目的・範囲,利用年月が分かるように,論文末などに記載すること。

記載例：「本論文の作成にあたり，AI を次のように利用した。利用システム：〇〇〇〇，利用年月：〇年〇月」

③ 誤字脱字の確認，単純な文法修正，検索や辞書等の補助的な利用など，研究内容や論文作成に実質的な影響を及ぼさない利用については，明示を要さない。

④ AI を利用した場合であっても，生成・加工された内容の正確性，適切性及び研究上の妥当性については，著者が責任を負うものとする。